令和4年8月 韮崎市農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 13:28~14:55
- 3. 出席委員(15名)

農業委員	農地利用最適化推進委員					
1番	柳本	進 (欠席)	20番	向山	清彦	
2番	菊島 世	専文 (欠席)	21番	石川	豊	
3番	横内	知恵美(欠席)	22番	横森	隆次	
4番	保坂 ‡	耕	23番	横森	孝德 (欠席)	
5番	小澤 和	和茂	24番	小泉	泰夫	
6番	保阪 =	幸彦	25番	田中	武久	
7番	上野 2	公	26番	石合	榮之	
8番	古屋 -	一光	27番	山本	弘行	
9番	河西 砉	孝雄	28番	加賀爪	て 悦夫	
10番	佐藤 3	安茂	29番	駒井	正一	
11番	小澤		30番	笹本	勝造	
12番	小田切	悦男	31番	功刀	茂樹	
13番	久保田	豊一	32番	土橋	明 (欠席)	
14番	矢崎 月	良夫 (欠席)	33番	堀川	喜美雄	
15番	野田	原一郎				
16番	小澤	羊行				
17番	堀川 方	芝 憲				
18番	淺川 筤	節子				
19番	新奥	長生				

4. 議事日程

3

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	3 件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	9件
議案第4号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による	
	農地利用集積計画の承認について	1件
議案第5号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による	
	農地中間管理権の取得の承認について	2 件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1 件
報告第3号	農地に該当しない土地の農地台帳からの除外(非農地判断)	
	について	3 件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長:東條 匡志 事務局次長:早川 洋

書 記:齋藤 進・越石 早織

6.会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和4年8月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、小澤職務代理よりあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(職務代理あいさつ)

<事務局長>

それでは、本日の議案審議については、職務代理が議長をつとめます。それでは、議事の進行を お願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中15名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていた だくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、16番 小澤 洋行 委員、17番 堀川 茂憲 委員 にお願いいたします。 また、会議書記には、事務局職員 齋藤氏 と 越石氏 を指名いたします。 それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	6件	$6,914 \text{ m}^2$
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	3件	1,631 m²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	9件	8, 547. 95 m ²
議案第4号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地		
	利用集積計画の承認について	1件	745 m²
議案第5号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地		
	中間管理権の承認について	2件	2,809 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件	7, 166 m ²
報告第2号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	1件	2, 365 m ²
報告第3号	農地に該当しない土地の農地台帳からの除外		
	(非農地判断) について	_3 件	23, 167 m ²
合計		26 件	53, 344. 95 m ²
となります。			

次に、会務報告ですが、8月2日、農業者年金広報誌「のうねん」9月号の取材を柳本会長・古屋委員・事務局が受けました。

8月8日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が対応いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転 に関するものが6件であります。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲受人自身の希望による所有権移 転の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)相互に農地交換するための所有権 移転の申請であります。

申請番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)相互に農地交換するための所有権 移転の申請であります。

申請番号5番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号6番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲受人自身の希望による所有権移 転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

<河西委員>

許可するにあたり、申請内容や農地の利用状況等について事務局で確認していると思いますが、 申請番号1番について、許可後も耕作されているかどうか事務局で確認する必要があるのではない かと思いますが、その点について事務局はどのようにお考えでしょうか?

<事務局>

許可案件については、許可後も農地が適正に管理されているか定期的に確認していきます。

<議 長>

その他に質疑がありますか。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から6番について、原 案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集3ページをご覧下さい。今月の農地法4条の許可申請は、3件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保三百水、工場敷地拡張のための申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は神山町鍋山釜無河原、太陽光発電設備のための申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は神山町武田新田、農家住宅の敷地拡張ための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番:横森隆次委員

申請番号2番:駒井委員申請番号3番:小田切委員

<議 長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<駒井委員>

申請番号2番について、過去に駐車場として農地転用の許可が出ているが、何故、また太陽光発 電施設設置という事業計画で農地法4条申請が必要なのでしょうか?

また、農地転用の許可後に許可通りに計画がなされているか確認をしていく必要があるのではな

<事務局>

申請番号2番について、当初の農地転用許可は、近隣のアパートの駐車場としての事業計画にて許可をされているので、最初に駐車場として許可された際に、現況証明願を農業委員会へ提出し、現況証明書をもって法務局にて地目変更を行うべきだったのですが、現在も地目変更をしない状況であり、登記地目が「田」「畑」となっております。また、近隣のアパートの駐車場の規模縮小に伴い、空いたスペースに太陽光発電施設を設置してしまったという経緯があります。本来であれば、太陽光発電施設を設置する前に事業の計画変更申請を提出し、事業変更許可を経てから着工するべきだったのですが、その申請を怠ってしまったため、この度、始末書を添付し、農地法4条申請を追認申請することとなりました。県の見解としては、周辺農地の宅地化が進んでおり、一度、農地転用の許可が出されているため、許可取り消し等の処分ではなく、始末書添付による追認申請を求めるとのことです。

また、許可後の事業計画の実施状況については、農地転用が県知事許可であるため、事業計画と 異なるような場合は、市農業委員会は、その都度、県へ相談しております。県においても現状確認 等を行うのですが、許可取り消しとなる案件もあります。県の判断により、許可取り消しとならな い案件につきましては、市農業委員会において、口頭で改善のお願いを所有者にしております。

<議 長>

その他に質疑がありますか?

<小澤職務代理>

農地転用の事業計画が駐車場の場合、駐車場を誰が使うのか等、どのくらいまで申請時に確認するのでしょうか?

<事務局>

駐車場を誰が使うのかということは審査されませんが、駐車場にどのくらいの台数分が必要で、 その必要台数が許可面積から妥当かどうか等について審査されます。

<議 長>

その他に質疑がありますか?

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番から3番について、原 案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事

務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、9件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は上ノ山外輪原、工場敷地拡張のための申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は水神二丁目、宅地拡張のための申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町北下條建石島、宅地分譲(3区画)のための申請であります。

申請番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町駒井宮ノ前、個人住宅のための申請であります。

申請番号5番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町駒井宮ノ前、貸駐 車場のための申請であります。

申請番号6番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は中田町小田川中道、駐車場のための申請であります。

申請番号7番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穴山町上本田、資材置場のための申請であります。

申請番号8番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は神山町鍋山釜無河原、コインランドリー建設のための申請であります。

申請番号9番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は旭町上條南割山寺他、墓地及び駐車場のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番・2番:向山委員(柳本会長・菊島委員欠席のため)

申請番号3番 :保阪幸彦委員

申請番号4番・5番:小泉委員申請番号6番: 古屋委員申請番号7番: 石合委員申請番号8番: 駒井委員申請番号9番: 功刀委員

(各委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

< 小澤職務代理>

申請番号3番について、申請地は5筆ありますが、説明資料の公図には5筆記載がありませんが、 筆界未定地ですか?

<事務局>

申請地の5筆は筆界未定地となります。そのため、5筆を1筆に合筆してから許可することになります。

<小澤職務代理>

その他に質疑ありますか?

(意見・質問なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から9番について、原案のとおり 承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の8ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については1件となっております。事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)賃貸借権、作物:ブドウ、期間:20年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認につ

いて」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の9ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については2件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)賃貸借権、利用目的:畑、作物:ブドウ、期間:9年3ヶ月です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)賃貸借権、利用目的:田、作物: 水稲、期間:10年4ヶ月です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。 次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号から3号についてご説明いたします。「農地法第3条の3 (相続等による権利移動)について」が1件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が1件、「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外(非農地判断)について」が3件です。議案集の10ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3 (相続等による権利移動) について」説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保石原場他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は上ノ原外輪原、合意解約の申請であります。

次に、報告案件第3号「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外(非農地判断)について」

を説明いたします。

報告該当土地 1 番 該当所在地: 円野町下円井堀切他 4 筆 2,234 ㎡ 報告該当土地 2 番 該当所在地: 円野町入戸野縁喜ノ沢他 29 筆 8,810 ㎡ 報告該当土地 3 番 該当所在地: 円野町入戸野唐沢他 64 筆 23,167 ㎡ 合 計 97 筆 34,211 ㎡

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明) 質疑等ございますか?

(質疑なし)

<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和4年8月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記: 齋藤 進○書記: 越石 早織